

○羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金交付要綱

平成29年4月1日告示第44号

**改正**

平成31年3月26日告示第18号

令和6年3月28日告示第2号

令和7年4月1日告示第36号

羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市民参画による活力あるまちづくりの推進を図るため、町会、公民館単位の団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下「市民団体等」という。）の提案による地域の活性化又は地域の魅力向上に向けた自主的かつ公共の利益につながる活動に対し、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金を交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象団体)

**第2条** 助成対象となる団体は、市内で継続的に活動する市民団体等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上の市民で構成されており、継続して広く参加者を募っている団体であること。
- (2) 活動拠点又は事務所が羽咋市内にあり、1年以上の継続的な活動実績があること。
- (3) 組織の運営に関する規約又は会則等で会の運営や維持に必要な費用を会員から徴収することが定められており、助成の対象となる団体専用の口座において適切な会計処理が行われていること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (6) 公序良俗に反しないこと。
- (7) 羽咋市市民活動支援センターに登録し、活動を行うこと。
- (8) 団体が市税を滞納していないこと。

(助成対象事業)

**第3条** 助成金の交付の対象となる事業は、新しい工夫や発展性を取り入れ、第6条に規定する助成期間終了後も継続が期待できる地方創生に資する事業で、市長が適当と認めるもの（以下「提案型事業」という。）とする。

2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 羽咋市内で実施されること。

- (2) 予算が適正であること。
- (3) 年度内に事業を完了することができること。
- (4) 羽咋市の他の助成等の対象とならないものであること。
- (5) 営利又は売名を目的としないものであること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。
- (8) 団体の構成員のみを対象とするものではないこと。

(助成対象経費)

**第4条** 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の事業の実施に直接必要な経費のうち別表に掲げるものとする。

(助成金の額等)

**第5条** 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の総額から提案型事業の実施に伴う参加費、協賛金、国、他の地方公共団体又は公共的団体からの助成金その他の事業収入を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1団体あたり30万円を限度とする。

2 助成金の交付は、同一年度において1団体につき1事業とする。

(助成期間)

**第6条** 1事業に対する助成期間は、3年を限度とする。

2 羽咋市市民憲章推進基金助成金採択事業にあたっては、採択年度は提案型事業としての助成対象とはしない。ただし、羽咋市市民憲章推進基金助成金採択年度の翌年度以降に当該事業を実施する場合は、提案型事業として認定し、助成期間は2年を限度とする。

(助成金の交付申請等)

**第7条** 助成金の交付の申請をしようとする市民団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 修繕及び備品の見積書の写し
- (4) 市民団体等概要書（様式第4号）
- (5) 団体の規約、会則等の写し
- (6) 会員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定される書類が提出されたときは、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業事務局内において、第3条第2項に規定する内容について書類審査を行う。

(審査会)

**第8条** 市長は、前条の申請があった提案型事業にかかる計画、企画案、見積及び実績見込みを審査するため、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員10人以内で組織する。

3 審査会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(助成金の交付決定)

**第9条** 市長は、前条の審査の結果の報告を受けて助成金の交付の可否を決定することとし羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金交付決定通知書(様式第5号)又は羽咋市市民提案型まちづくり支援事業審査会の審査結果について(様式第5号の2)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第10条** 申請者は、前条の規定による通知書を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金交付申請取下届出書(様式第6号)を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を延長し、又は短縮することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成事業の変更承認)

**第11条** 第9条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、提案型事業の内容の変更又は経費の減額変更をしようとするときは、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その承認の可否を決定し、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第8号)により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

**第12条** 助成事業者は、提案型事業が完了したときは、速やかに、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業実績報告書(様式第9号)により、次に掲げる書類を添付して市長に報告するものとする。

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 事業に係る契約書及び領収書の写し
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 事業実施結果報告書（様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（助成金の額の確定等）

**第13条** 市長は、前条に規定する実績報告があった場合において、報告内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金確定通知書（様式第12号）により助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の交付）

**第14条** 助成金の交付は、前条の規定による通知の後に助成事業者からの請求により行うものとする。ただし、市長が助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第9条に規定する助成金の交付の決定の後に、交付決定額の80パーセントを上限とし、請求に基づき前金払をすることができる。

2 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、羽咋市市民提案型まちづくり支援事業助成金（精算・前金払）請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

**第15条** 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 事業完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。

（助成金の返還）

**第16条** 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（提案型事業の公表）

**第17条** 市長は、提案型事業の名称、概要、申請者の名称並びに提案事業の実施結果及び成果等について、公表することができる。

（関係書類の備付け）

**第18条** 助成事業者は、提案型事業に係る事業の状況、収入及び支出その他事業

に関係する事項を明らかにした書類及び帳簿を備え、証拠書類を整理するとともに、当該書類及び帳簿、証拠書類を提案型事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管する。

(その他)

**第19条** この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月26日告示第18号)

(施行期日)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年3月28日告示第2号)

(施行期日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和7年4月1日から施行し、この告示による改正後の第2条第3号の規定は、この告示の施行日前に採択され、助成期間の限度に達していない助成対象事業についても適用する。

**別表** (第4条関係)

区分	内容
1 報償費	講師、出演者等への謝礼
2 旅費	講師、出演者への費用弁償
3 需用費	消耗品費、ポスター、資料印刷費
消耗品費	消耗品、原材料費
燃料費	作業等の機械、車両等の燃料費(ただし、団体構成員の移動用及び講師送迎用の車両燃料費は除く)
修繕料 (注1、注3)	事業に直接必要な会場、機器、機械等の修繕料
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費、デザイン費、資料コピー等

4 役務費	通信運搬費（電話料、郵便料）、振込手数料、保険料
通信運搬費	郵便等の通信費、宅配便料金
広告料	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告掲載料
手数料	新聞折込料、送金手数料等
保険料	ボランティア保険等
5 委託料	調査、資料作成、看板製作、翻訳等の委託料
6 使用料及び賃借料	会場、車両（視察に係るバス借り上げ料等）、機材、機器等の賃借料
7 備品購入費 （注2、注3）	当該事業の実施に直接必要な備品購入費
8 その他	上記以外で市長が必要と認めるもの

注1 修繕料の助成率は1/2とし、助成金の上限は3年間で500,000円とする。

注2 備品購入費の助成率は1/2とし、助成金の上限は3年間で50,000円とする。

注3 修繕料及び備品購入費に係る助成金の合計は、3年間で500,000円を上限とする。